

令和 6 年度 第 1 回 清須市国民健康保険運営協議会以後の質問及び回答

1.他市の保険税率と、県より示されている他市の保険税はどの程度か？

令和 6 年度の愛知県市町村税率表 資料 1 (別添 1)

仮係数における市町村別税率表 資料 1 (別添 2・3)

2.標準収納率はどのように示されていますか？また本市の収納実績は？

被保険者 1 万～5 万人の自治体の場合

(予)は、予算数値

愛知県国保運営方針			本市実績	方針との差
第 1 期	平成 30 年度	94.00%	93.29%	▲0.71%
	令和元年度	94.50%	92.92%	▲1.58%
	令和 2 年度	95.00%	93.00%	▲1.96%
第 2 期	令和 3 年度	95.00%	92.99%	▲2.01%
	令和 4 年度	95.00%	92.62%	▲2.38%
	令和 5 年度	95.00%	92.77%	▲2.23%
第 3 期	令和 6 年度	95.20%	92.72%(予)	▲2.48%
	令和 7 年度	95.40%	92.87%(予)	▲2.53%
	令和 8 年度	95.60%		

本市の実績は平成 30 年度以降年々低下しており、県の方針との差が徐々に開いています。

3.来年度以降、標準税率が下がった場合はどのようにするか？

県下統一税率の方針が決定するまでは、本市の税率税額を、標準税率とする方針ですが、一過性の理由により下がった場合は、現状維持したいと考えています。

4.標準税率の増加を抑制又は下げるためにはどのようにすべきか

主に 3 点あります。

① 年齢を問わず医療費の抑制をすること

重症化する前の早期治療、重複頻回受診の抑制、被保険者の皆様が健康であれば、療養給付費支出が減る。ゆえに税率の抑制ができる。

② 収納率の向上

収納率が向上し、赤字補填を解消した場合、国の努力支援制度の補助金が多くいただけることから、税率を下げるができる。

③ 保険税に含まれている集団健診経費の抑制

国県補助金と事務費以外の経費については、費用効果等を加味し、今後検討が必要